

大阪大学産業科学研究所インキュベーション棟企業リサーチパーク利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪大学産業科学研究所インキュベーション棟企業リサーチパーク利用内規（以下「内規」という。）第14条に基づき大阪大学産業科学研究所インキュベーション棟企業リサーチパーク（以下「企業リサーチパーク」という。）の利用に関する取り扱いの細則を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 内規第10条に定める経費の負担額（本部徴収分施設老朽化対策経費拠出金を含む。）、光熱水料及び納付方法は、次のとおりとする。

(1) 負担額 3,600円/㎡・月

(2) 光熱水料 実費相当額

(3) 納付方法 産業科学研究所が発行する請求書により前納する。

なお、光熱水料については、翌月に発行する請求書により納付する。

(管理責任)

第3条 研究代表者は企業リサーチパークの管理責任を負う。共同利用の場合は、共同研究契約を締結した産業科学研究所の教員も連帯して管理責任を負うものとする。

2 利用を許可された企業リサーチパーク実験室・居室の鍵は、研究代表者に貸与し、施錠は利用者が責任をもって行うこととする。

(安全管理)

第4条 企業リサーチパーク内及び産業科学研究所の設備・機器の利用に際しては、大阪大学及び産業科学研究所が定める手引・規程等に従い、十分に注意して行うこと。

附 則

この細則は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年11月19日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正について、令和元年9月30日までに利用許可を得た者の当該負担額については、利用期間が令和2年3月31日までは従前の負担額とする。

附 則

この改正は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正について、令和2年9月30日までに利用許可を得た者については、利用期間が令和3年3月31日までは徴収しないこととする。

附 則

この改正は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項については、令和5年3月31日までは移行期間とし、なお従前の例によることとする。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。ただし、既に企業リサーチパークの利用許可を得ている者が、令和5年1月31日までに新たな利用期間（施行日以降の利用期間を含む。）にかかる許可申請をした場合、令和5年度の利用料については、改正後第2条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。